

大道寺盛昌書状

- 〔1行目〕 態々切紙披見申候、仍不入之在所へ、今度やとい夫被仰付候哉、
- 〔2行目〕 就其荏梨へも自触口被申候歟、於此方凡笠原殿へも申候つる、
- 〔3行目〕 去々年巳前、西浦之百姓、当城くわたい普請被仰付候時、荏
- 〔4行目〕 梨を山角殿、伊東殿以刷被引入候、其普請過、以
- 〔5行目〕 石巻殿其郷不入之子細、西浦ニ可相替不入之事申候哉、
- 〔6行目〕 無余義由被仰出、於巳後<sup>者</sup>、可有御心得之段、御意候キ、将又
- 〔7行目〕 去年鶉山方罷越舟しらへ之時、荏梨之子細を、以笠原
- 〔8行目〕 越前殿懇申上候、此時又弥被御聞分候、其郷不入之子細へ、
- 〔9行目〕 早雲寺殿様駿州石脇御座候時より申合、其後
- 〔10行目〕 数ヶ度之忠節、御感状数通拝領、富永殿万同前ニ被
- 〔11行目〕 仰付候キ、近代御忘候哉、於何事も、富永殿知行次ニ被仰
- 〔12行目〕 付候へ<sup>与</sup>申分候、御奏者<sup>ハ</sup>、石巻殿・笠原越前殿兩人ニテ
- 〔13行目〕 御入候、若富永殿知行へやとい夫当候へ、荏梨之事も
- 〔14行目〕 可為同前候、左様ニ候ハすへ、出事無用候、笠原殿へも懇ニハ不申候、
- 〔15行目〕 凡ハ此方にて申候つる、遠山藤九郎殿承にて候間、彼方へ可申
- 〔16行目〕 理由、助三郎殿承候つる、何様遠山藤九郎殿此子細懇可申候、
- 〔17行目〕 其上可出時宜ニ候ハ、笠原殿へ可被申合候、只今之旁ハ御存知
- 〔18行目〕 有間敷候、御入国前後之忠節へ、笠原越前殿淵底可為御
- 〔19行目〕 存知候、能々御心得簡要候、又駿州へ之御供、其用意簡要候、恐々

謹言、

大道寺

卯月二日

盛昌（花押）

鈴木入道殿

同小次郎殿

参